

資産運用の読み物

経済・投資のあんちょこ



VOL.22

ジュニアNISAはどう活用したらいいの？

今回の話題

今年の4月からジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)がスタートします。ジュニアNISAは0歳～19歳の居住者を対象とした制度です。20歳以上の居住者を対象としたNISA(少額投資非課税制度)が2014年から始まっていますが、ジュニアNISAはどこが違い、どんな活用ができるのでしょうか。

年間80万円が投資上限額

- ジュニアNISAとNISAの共通点は、投資した年から最長5年間は非課税で、ロールオーバーが可能なことです。また対象商品も上場株式や公募株式投資信託などと共通です。
- 一方異なる点は、ジュニアNISAの一人当たりの投資上限額が年間80万円、最大400万円ということです。口座開設後は金融機関の変更はできず、18歳までは口座からの払出しに制限があります。
- ジュニアNISAの運用管理は本人ではなく、原則として親や祖父母などの親権者などが代理で行うことから、子供や孫の教育資金の形成にも向いています。例えば、毎月一定額を継続して積み立てながら運用することで、大学の教育資金をつくることができます。
- 親や祖父母が、ジュニアNISAを通じて子や孫のために資産運用を行えば、そこで得た運用益は非課税となりますから、効率の良い資産継承としての活用も期待されます。

■NISAとジュニアNISAの比較

	ジュニアNISA	NISA
対象年齢	0歳～19歳の居住者	20歳以上の居住者等
投資上限額	年間80万円 (5年間で最大400万円)	年間120万円 (5年間で最大600万円)*
非課税対象	上場株式、公募株式投資信託など	同左
非課税可能期間	2016年4月から2023年12月末まで**	2014年1月から2023年12月末まで
非課税期間	投資した年から最長5年間。ロールオーバーは可能	同左
運用口座の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・18歳まで払い出し制限*** ・金融機関の変更ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用商品の売却、配当・分配金の受け入れは自由 ・金融機関は1年ごとに変更可能

*2016年1月から。**2023年以降も、口座開設者は20歳に達するまでは非課税での保有は可能です。***3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日まで、払出しの制限があります。ただし、災害等やむを得ない場合には、税務署の確認を受けることにより非課税での払出しが可能です。

Point

ジュニアNISAは、子供や孫の教育資金としての積立・運用にも、効率よい資産継承としての積立・運用にも活用が期待されています。

ジュニアNISAに関する詳細は「[ジュニアNISAのQ&A](#)」をご覧ください。

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。